繰下げ制度の柔軟化

厚生労働省 年金局
2019年10月18日

繰下げ受給の柔軟化

【現行制度】

○　公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給開始した場合（繰上げ受給）には年金額は減額（1月あたり▲0.5%、最大▲30%）、65歳より後に受給開始した場合（繰下げ受給）には年金額は増額（1月あたり＋0.7%、最大＋42%）となる。

【見直しの意義】

○　高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度について、より柔軟で使いやすいものとするための見直しを行う。

【見直しの方向】

＜繰下げ受給の上限年齢の引上げ＞

- 現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げることを検討（受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能）（※ 改正法施行時点で70歳未満の者について適用）
- 繰上げ減額率は1月あたり▲0.4%（最大▲24%）、繰下げ増額率は1月あたり＋0.7%（最大＋84%）とすることを検討（それぞれの期間内において、数理的に年金財政上中立を基本として設定）

＜上限年齢以降に請求する場合の上限年齢での繰下げ制度＞

- 75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳に繰下げ申出があったものとして年金を支給することを検討。

＜70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度＞

- 70歳以降に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給することを検討。
（繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴う対応）

繰下げ受給の上限年齢の引上げ

○　繰下げ受給の上限年齢を現行70歳から75歳に引き上げる（＝増額率の上限を5年待機分から10年待機分に引上げ）。これにより、年金の受給開始時期は60歳から75歳の間で選択可能となる。

〈現行（上限年齢70歳）〉

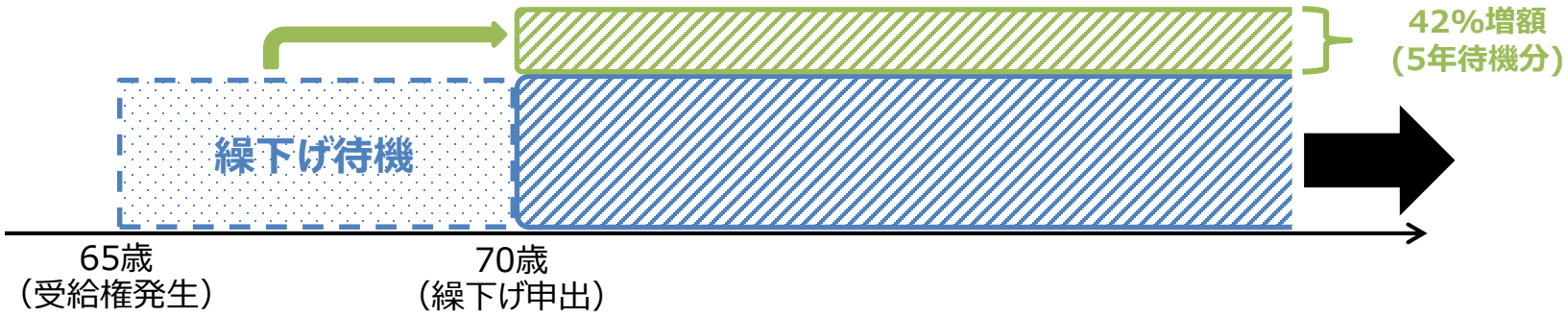

〈見直し案（上限年齢75歳）〉

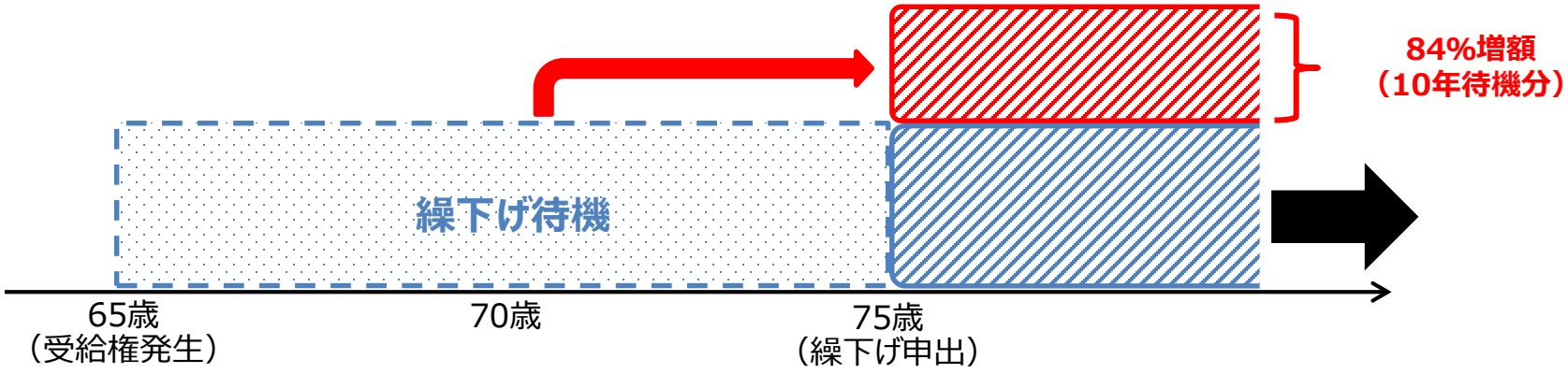

繰上げ減額率・繰下げ増額率について

【現在の繰上げ減額率、繰下げ増額率の設定の考え方】

- 繰上げ受給の場合、１月当たり0.5%減額、繰下げ受給の場合、１月当たり0.7%増額する仕組み
- 減額率・増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定

※ 具体的には、平成12年改正において、下記データを使用して計算

- 平成7年完全生命表による年齢別死亡率（この時点の65歳の平均余命18．7年（男女平均））
- 平成11年財政再計算の経済前提（物価上昇率1．5%、名目賃金上昇率2．5%、名目運用利回り4．0%）

減額率・増額率は受給者の生活設計の安定のため頻繁に変えるものではないが、今般、受給開始時期の選択肢の拡大が議論されている中、一つの見直しのタイミングではないか。

【新制度下の繰上げ減額率、繰下げ増額率の設定の考え方】

- 従来の考え方と同様に、選択された受給開始時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定
- 65歳時点の年金額を基準として、60歳までの繰上げ減額率、75歳までの繰下げ増額率を設定

※ 具体的には、現在入手できる最新のデータを使用して計算

- 平成27年完全生命表による年齢別死亡率（この時点の65歳の平均余命21．8年（男女平均））

参考に「日本の将来推計人口」（2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所）の将来生命表による年齢別死亡率でも検証

- 2019（令和元）年財政検証のケースⅠ～ケースⅥの長期の経済前提

繰上げ受給：１月当たり ０．４% 減額
（平均余命の延伸に伴い現行より引下げ）

繰下げ受給：１月当たり ０．７% 増額
（平均余命の延伸と75歳までの繰下げ増額期間の拡大とを勘案して計算）

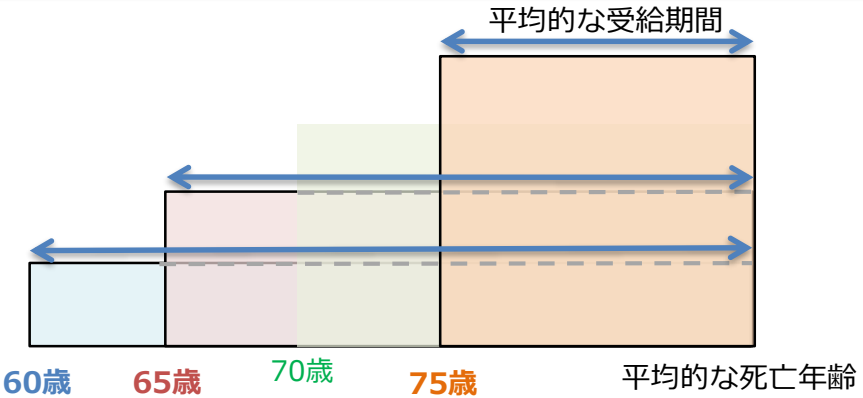

年金の繰上げ減額率・繰下げ増額率の算出方法について①

生命年金現価算出の基本的な計算式

繰上げ減額率は、

・65歳支給開始の年金支給総額の現価（生命年金現価） ・・・ A

・繰上げ支給開始年齢の生命年金現価 ・・・ B

から（1－A／B）で算出される。

同様に繰下げ増額率は、

・65歳支給開始の年金支給総額の現価（生命年金現価） ・・・ A

・繰下げ支給開始年齢の生命年金現価 ・・・ C

から（A／C－1）で算出される。

なお、X歳での生命年金現価は、下記で計算される。

$\int_x^{\omega} \frac{ls}{lx} \cdot v^{s-x} ds$　　ω：最終年齢　$\frac{ls}{lx}$ ：x歳からみたs歳での平均残存率（l_y ：y歳における残存者数）

v^{s-x} ：x歳以降の経過年数に応じた割引率※（V=1／(1+利率)）　（年金額は1としている。）

※割引率は実質運用利回り（対物価）を基本としている。

生命年金現価とは、将来支給される各時点の年金額について死亡率を考慮した期待値を考え、支給時点から現在時点までの期間について割引率による割引計算を行い、現在時点の価値に換算（一時金換算）したもの

【概念図】

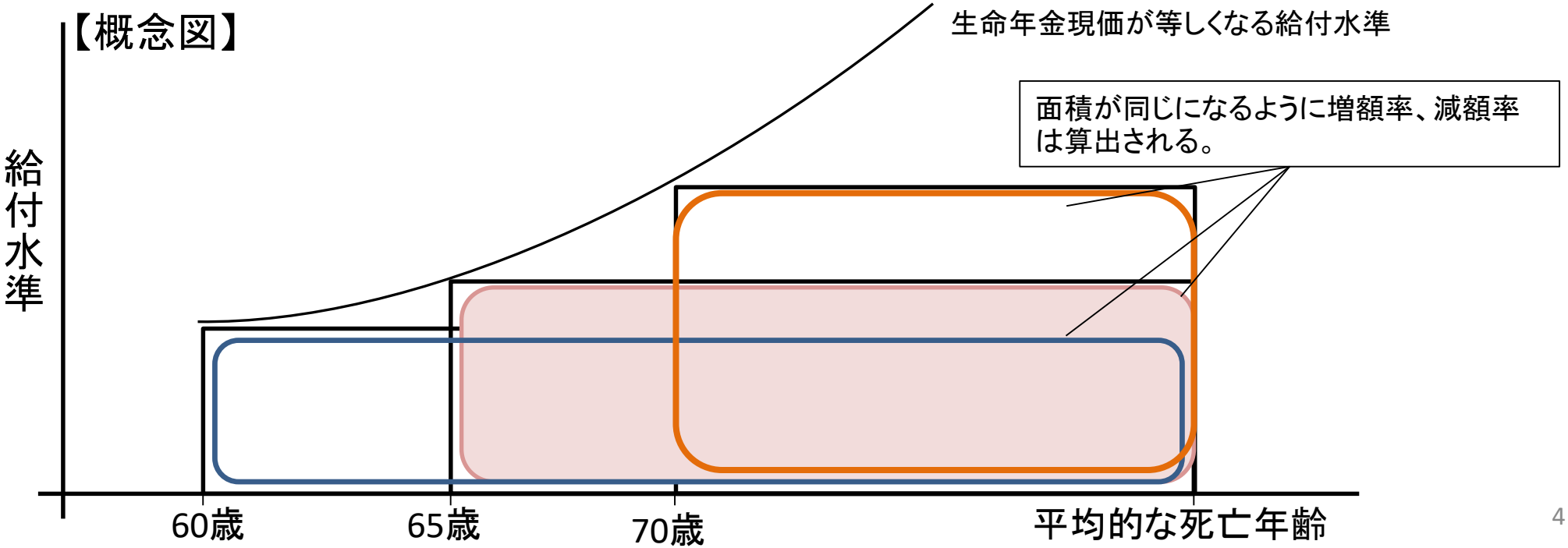

年金の繰上げ減額率・繰下げ増額率の算出方法について②

・ 繰上げ減額率や繰下げ増額率の計算には、年齢別死亡率（生命表）や割引率（経済前提）の前提が必要となる。
・ 今回の繰上げ減額率・繰下げ増額率の設定に当たっては、下記の前提を用いた上で、概ね平均となる値を算出。

【前提】

① 年齢別死亡率（生命表）
- 平成27年完全生命表[65歳の平均余命21．8年（男女平均）]

② 割引率（経済前提）
- 2019年財政検証のケースⅠ～ケースⅥ

◆生命年金現価が等しくなるための繰下げ増額率

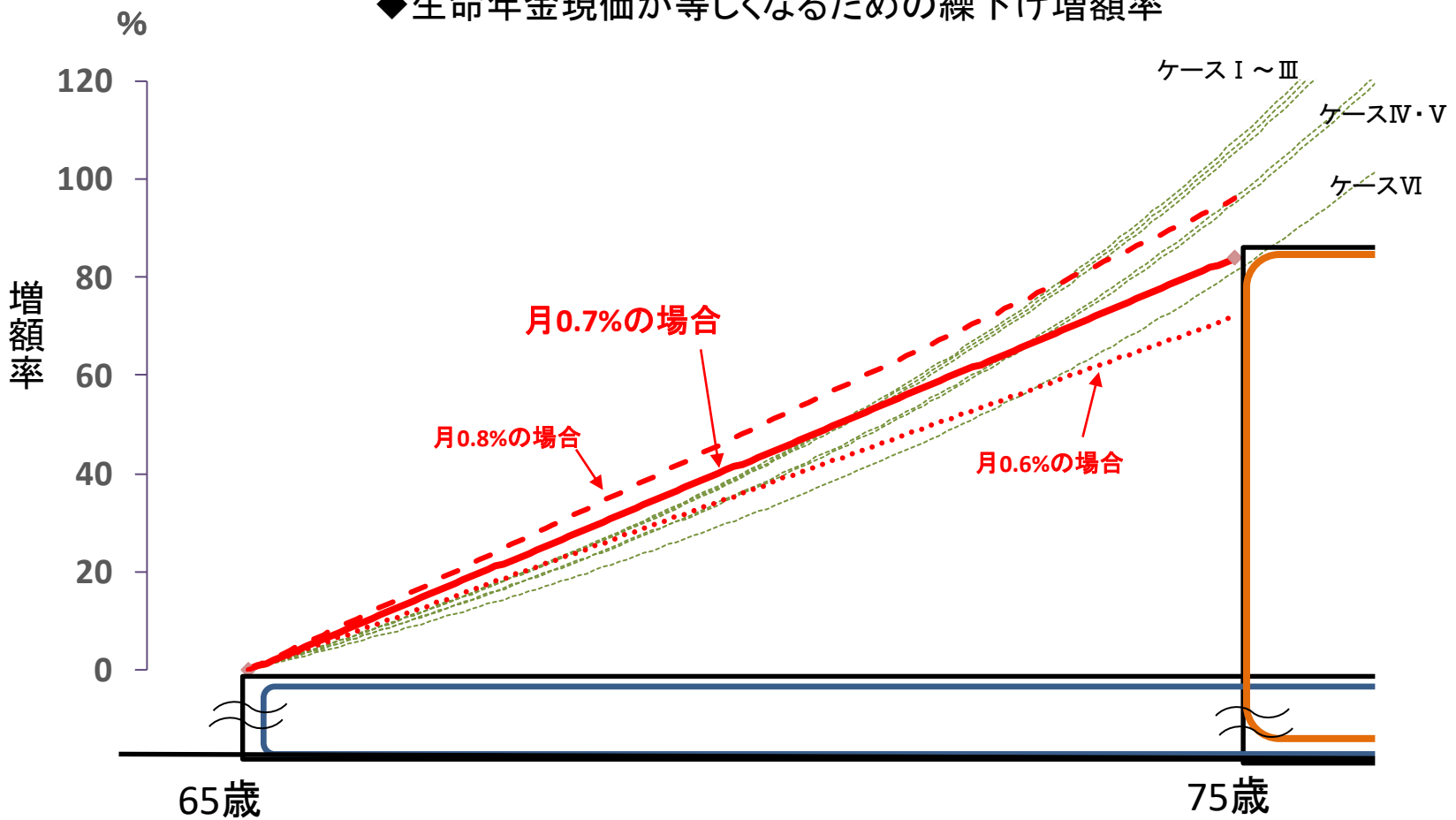

年金の繰上げ減額率・繰下げ増額率の算出方法について（補足）

・ 参考として、平均寿命が延伸した状況で同様に算出したところ、将来の寿命の延びを勘案しても増減額率に大きな変化はないことを確認（繰下げ増額率は月0.6%、繰上げ減額率は月0.4%）

【前提】

① 年齢別死亡率（生命表）

- 2040年将来生命表（中位仮定）[65歳の平均余命23．9年] ※
- 2065年将来生命表（中位仮定）[65歳の平均余命25．3年] ※

② 割引率（経済前提）

- 2019年財政検証のケースⅠ～ケースⅥ

※「日本の将来推計人口」（2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所）

◆生命年金現価が等しくなるための繰下げ増額率

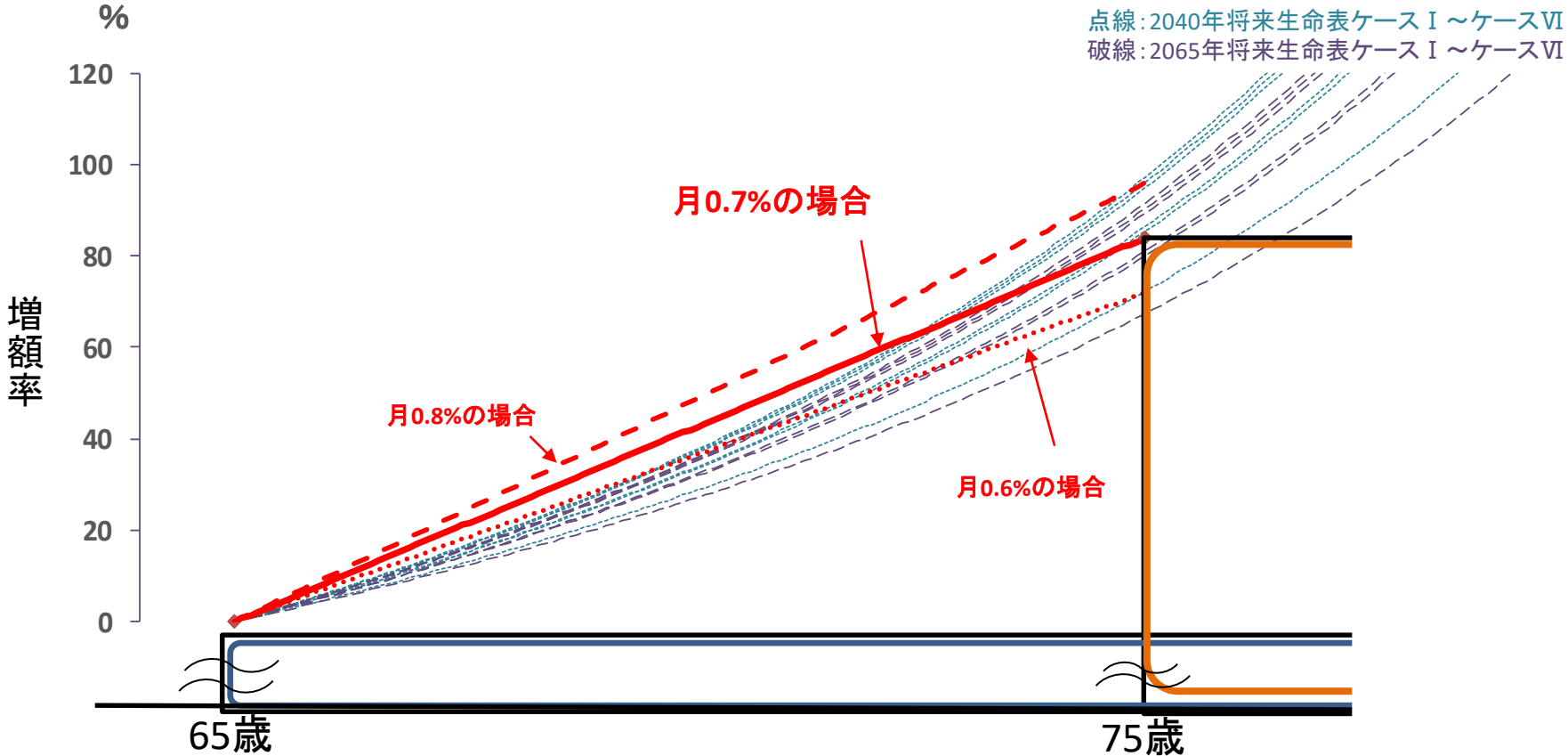

上限年齢以降に請求する場合の上限年齢での繰下げ制度

○　現行制度上、繰下げ上限年齢である70歳到達以降に繰下げ申出を行った場合、70歳時点で繰下げ申出があったものとして加算額の計算及び支給が行われる。

○ 繰下げ上限年齢の引上げに伴い、みなし年齢も70歳から75歳に引き上げる。（75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳時点で繰下げ申出があったものとして年金を支給する。）

〈現行（上限年齢70歳）〉

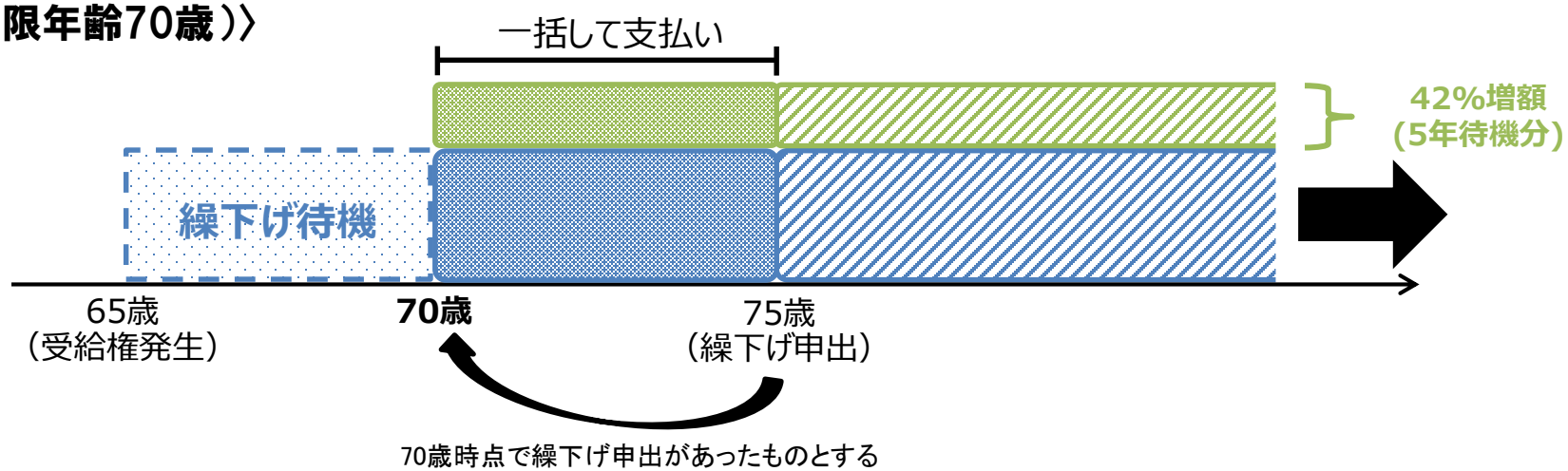

〈見直し案（上限年齢75歳）〉

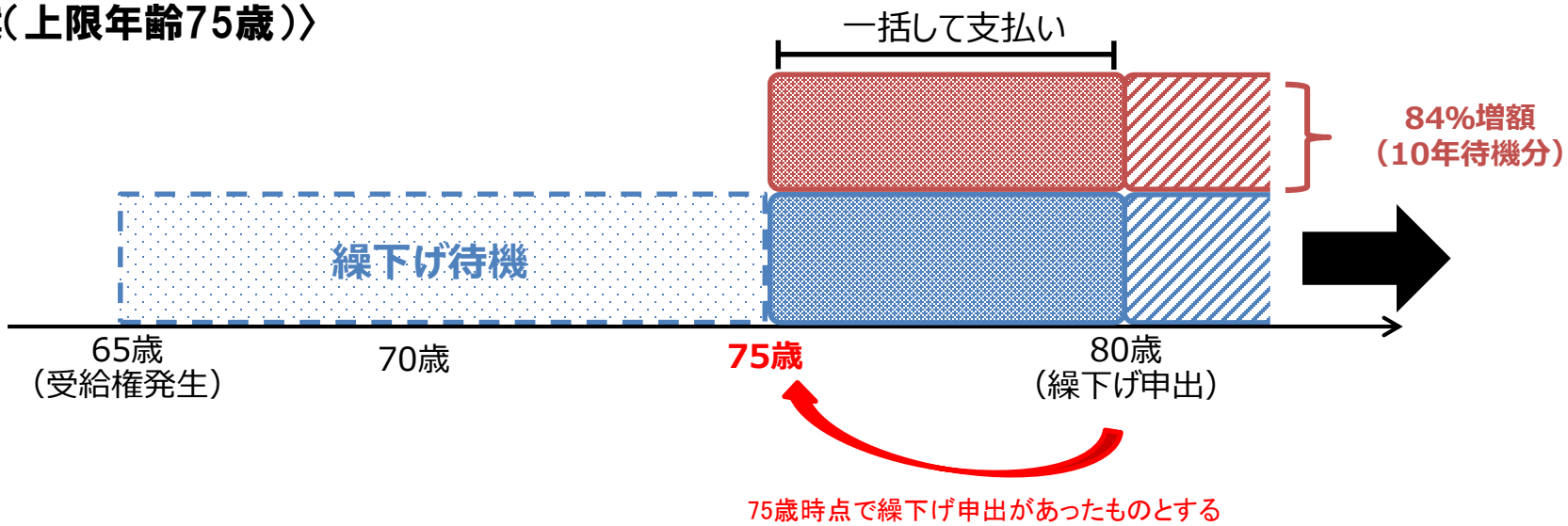

70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度

○　70歳以降になってから請求を行い、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、現行の仕組みでは、繰下げ増額のない本来額の年金が受給権発生時から支給されることとなるが、その際一部の支分権が時効により消滅する。

○　このため、70歳以降に請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。
（支給する年金には受給権発生から裁定請求の5年前までの月数に応じた増額を行う。）

【例：72歳まで繰下げ待機をしていた者が65歳からの本来受給を選択したケース】

〈何も措置しなかった場合〉

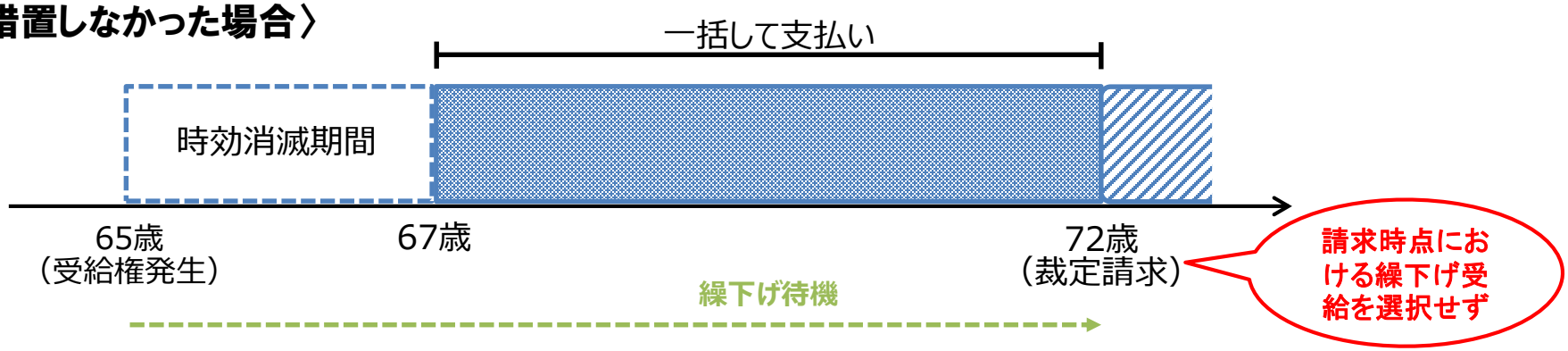

〈請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給した場合（見直し案）〉

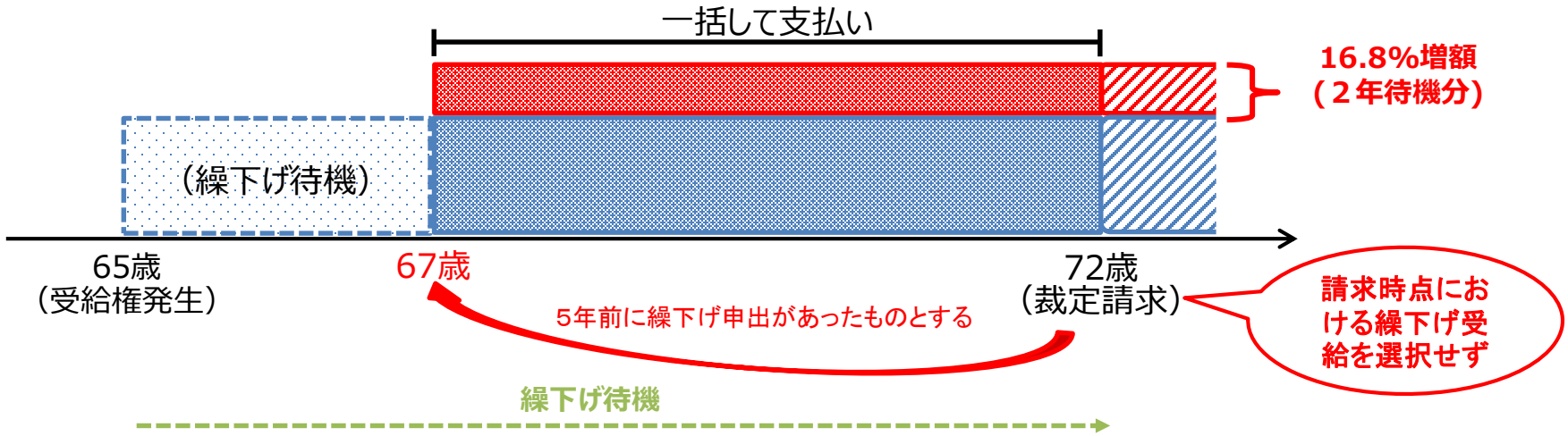

請求時期による受給の選択肢（現行）

【65歳～70歳の間に請求を行った場合】

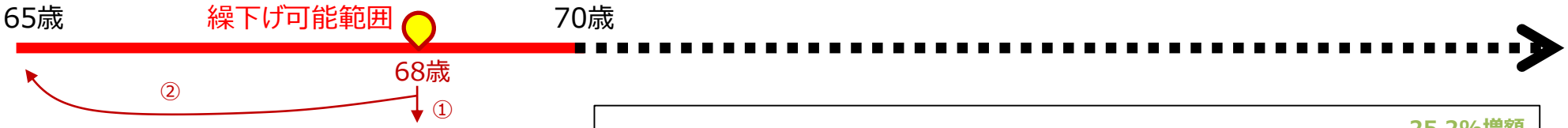

① 請求時点における繰下げ受給を選択した場合

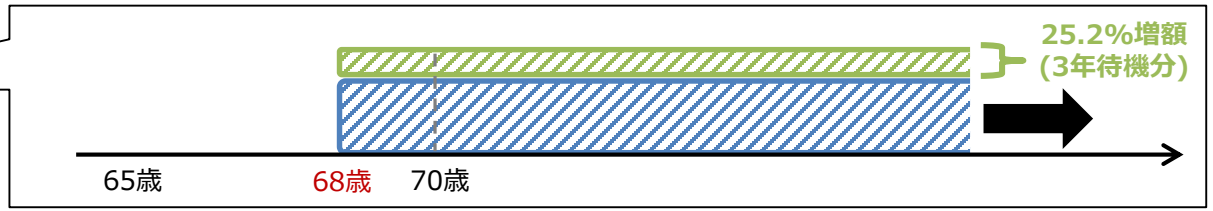

② 請求時点における繰下げ受給を選択しなかった場合

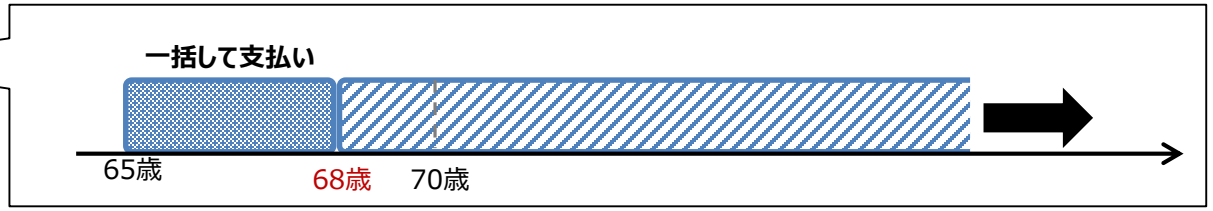

【70歳以降に請求を行った場合】

① 請求時点における繰下げ受給を選択した場合
（→ 70歳で繰下げ申出があったものとして年金額を算定する）

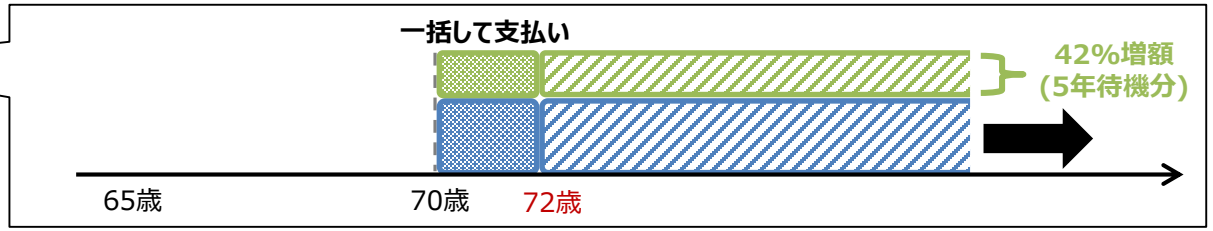

② 請求時点における繰下げ受給を選択しなかった場合
（→ 5年より前の分は時効消滅）

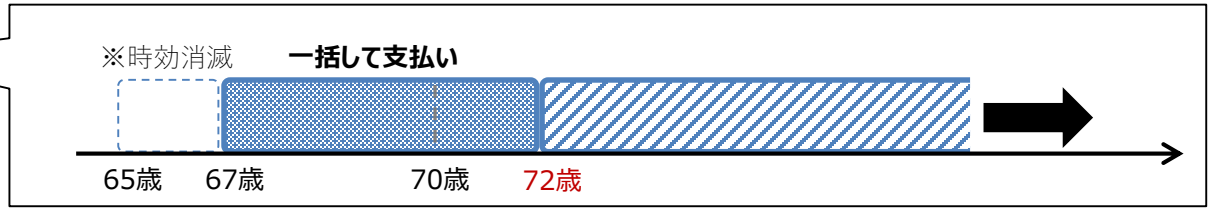

請求時期による受給の選択肢（見直し案）

【65歳～75歳の間に請求を行った場合】

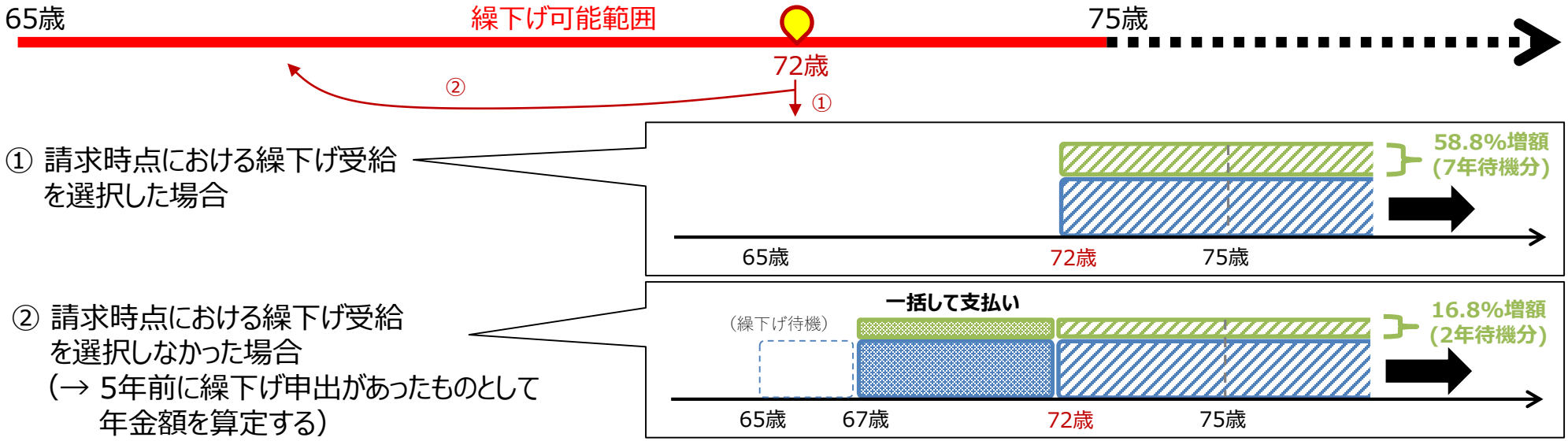

① 請求時点における繰下げ受給を選択した場合

② 請求時点における繰下げ受給を選択しなかった場合
（→ 5年前に繰下げ申出があったものとして年金額を算定する）

【75歳以降に請求を行った場合】

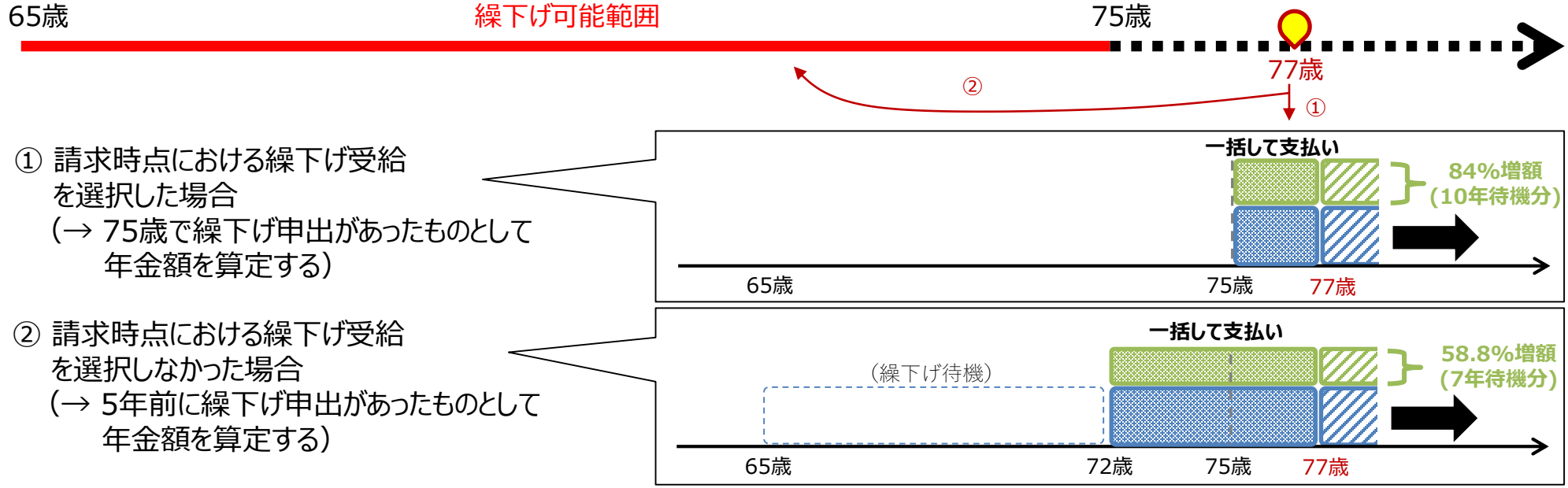

① 請求時点における繰下げ受給を選択した場合
（→ 75歳で繰下げ申出があったものとして年金額を算定する）

② 請求時点における繰下げ受給を選択しなかった場合
（→ 5年前に繰下げ申出があったものとして年金額を算定する）

受給開始時期（繰上げ・繰下げ受給制度）について（現行）

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。

  ※繰下げについては、66歳到達以降でしか選択することができない。
- 65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には、年金月額は減額（最大30%減額）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には、年金月額は増額（最大42%増額）となる。
- 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。

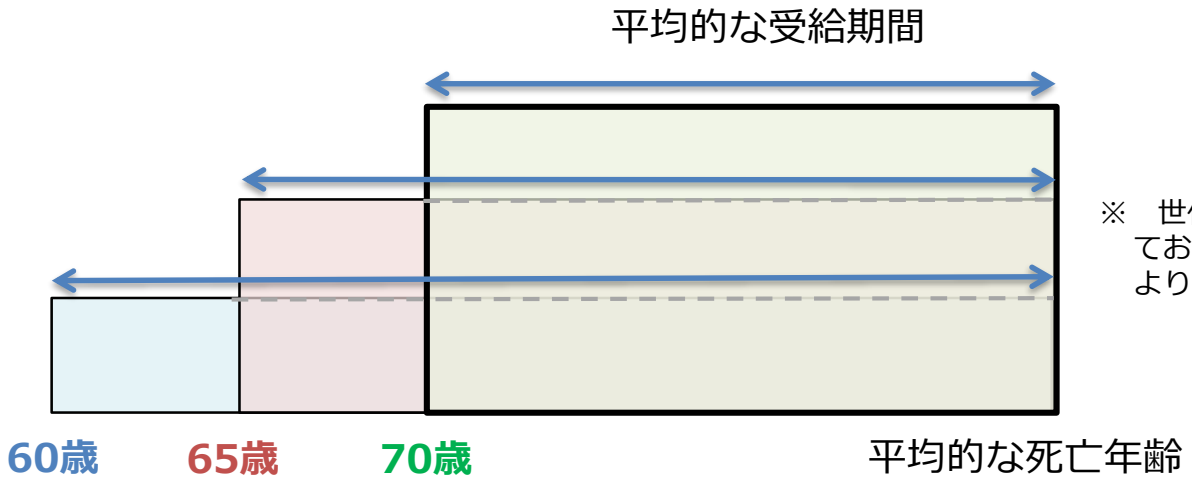

※　世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

（参考）繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点（月単位）に応じて計算される。

・繰上げ減額率＝0.5%×繰上げた月数（60歳～64歳）

・繰下げ増額率＝0.7%×繰下げた月数（66歳～70歳）

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	－	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

繰上げ・繰下げ制度の利用状況

・　受給開始時期の選択を終了した70歳の受給権者について、繰上げ・繰下げ制度の利用状況をみると、繰下げの利用率は概ね約1%程度。国民年金における繰上げの利用率は低下傾向にある。

各年度末時点で70歳の受給権者の年金受給状況

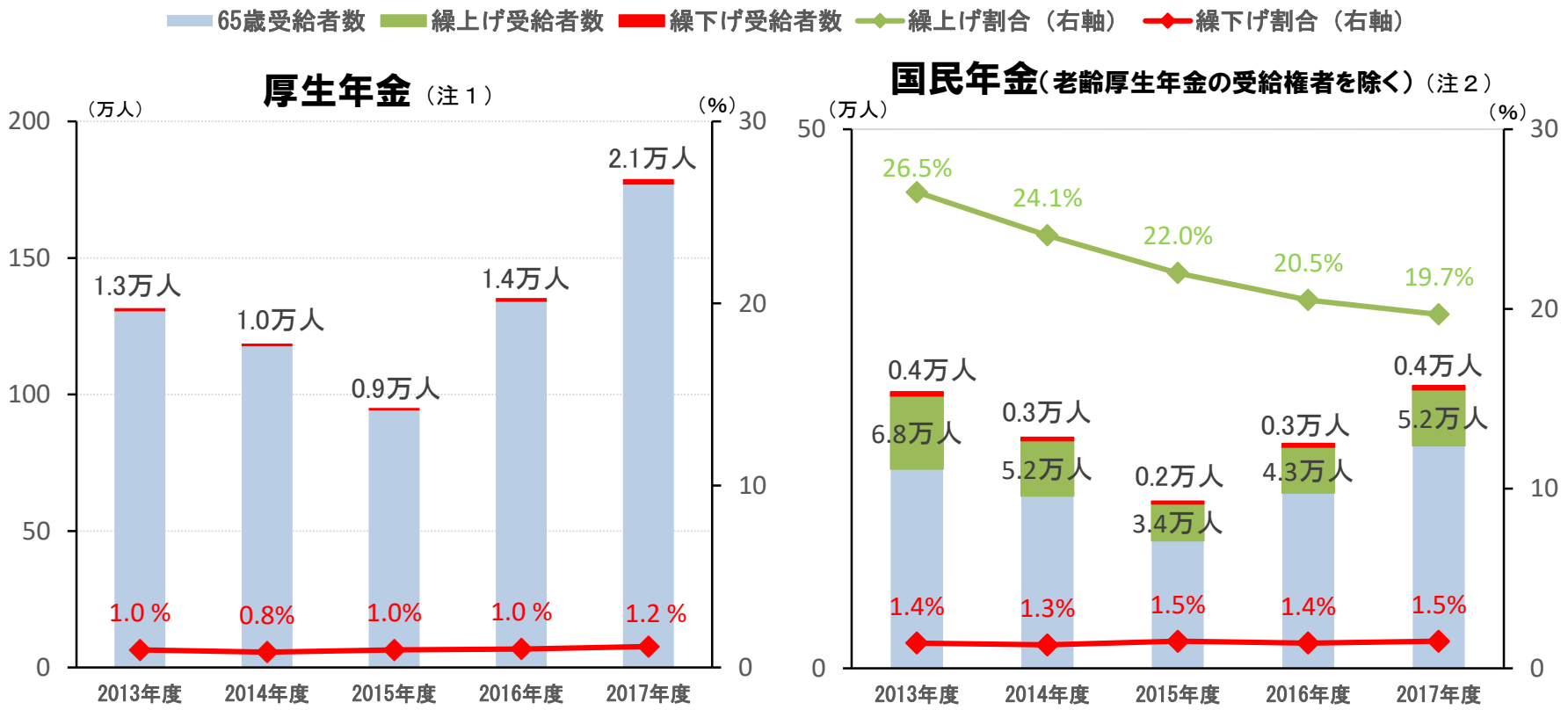

（注1）　老齢厚生年金の受給権者を対象とした、老齢厚生年金の繰下げの状況を示している。なお、この期間の年度末時点で70歳の者については老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。
（注2）　老齢厚生年金の受給権がない老齢基礎年金の受給権者を対象とした、老齢基礎年金の繰上げ・繰下げの状況を示している。

（出典）厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」

性別・年齢階級別にみた就業率の変化と今後の見通し

・　生産年齢人口が減少していく中で、経済成長の実現に必要な労働需要に対応するためには、高齢者の労働参加の一層の進展が求められる見通しとなっている。

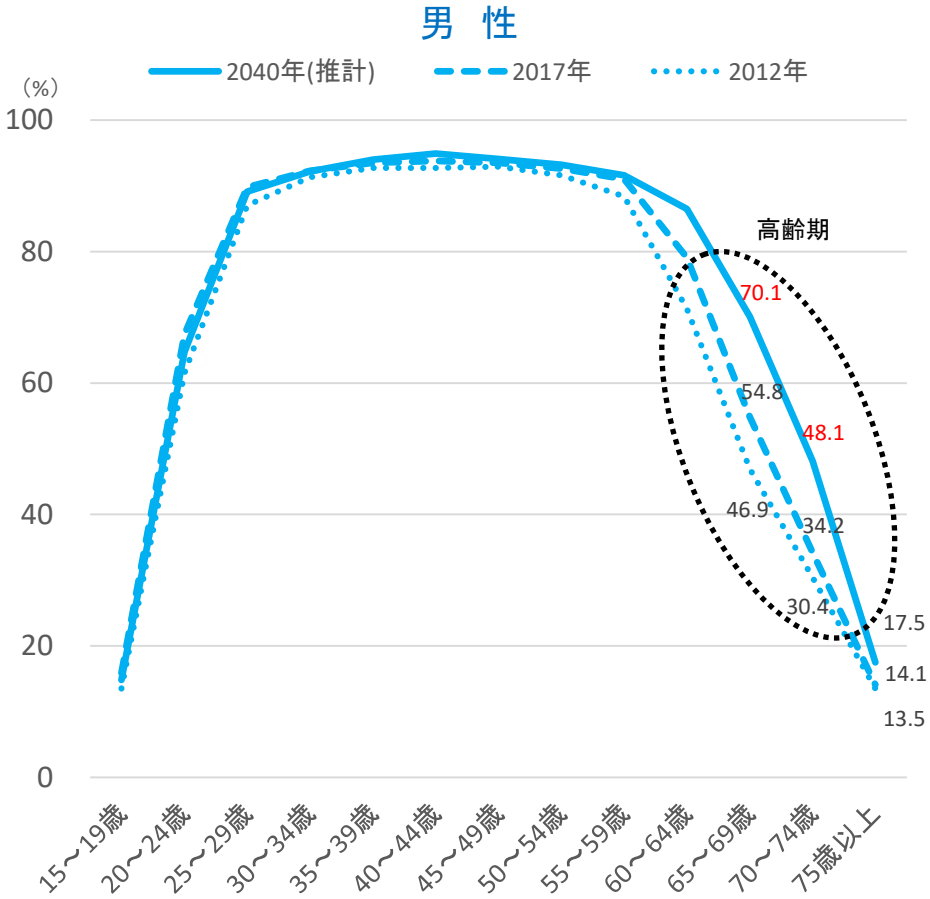

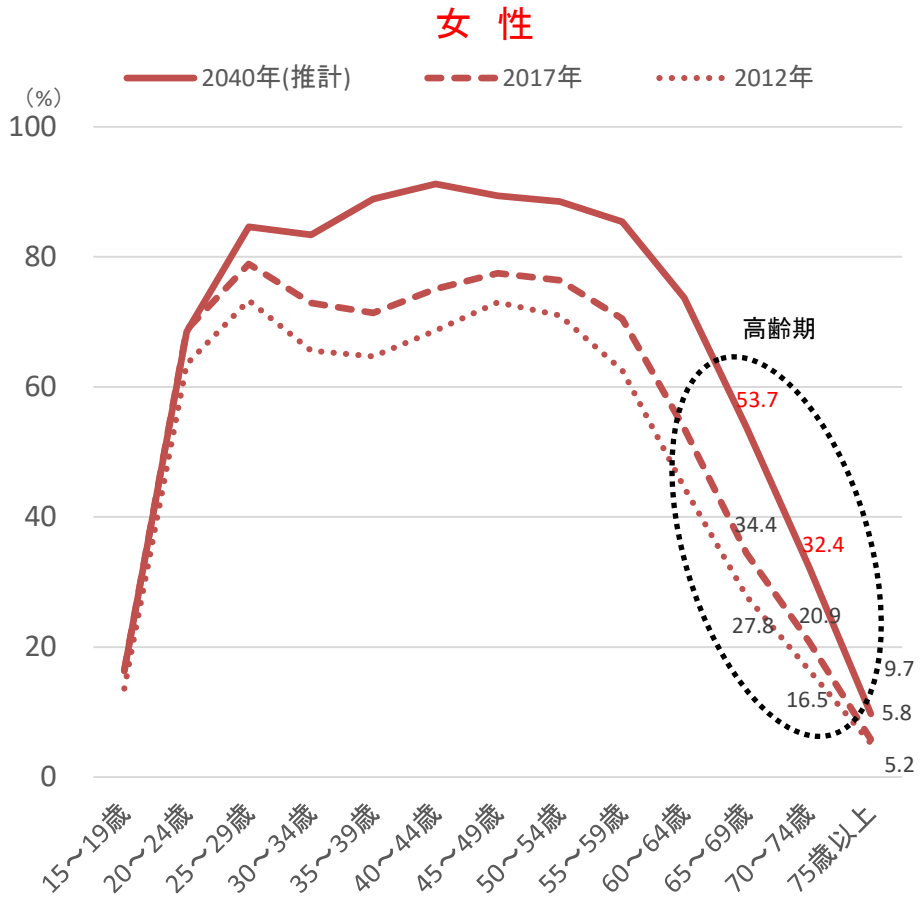

	男　性			女　性		
	2017年現在	→	2040年	2017年現在	→	2040年
65～69歳の就業率	54.8%	→	70.1%	34.4%	→	53.7%
70～74歳の就業率	34.2%	→	48.1%	20.9%	→	32.4%

（注）2012年、2017年の値は実績値。2040年の値は（独）労働政策研究・研修機構による「2019年3月 労働力需給の推計（経済成長と労働参加が進むケース）」の推計値。

繰下げ受給が選択されにくい要因として考えられるもの

① 特別支給の老齢厚生年金と繰下げ

○　現在は、厚生年金の支給開始年齢の引上げ途上であるため、厚生年金の被保険者期間を有する者は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金の受給を開始する。このため、60代前半で既に年金収入を前提とした生活を形作ることとなり、65歳到達後に繰下げ受給のため、いったん年金受給をやめる選択をすることは現実的に難しいと考えられる。

⇒　こうした状況は、厚生年金の支給開始年齢の65歳への引上げの完了（男性については2025年度、女性については2030年度）により消失する。

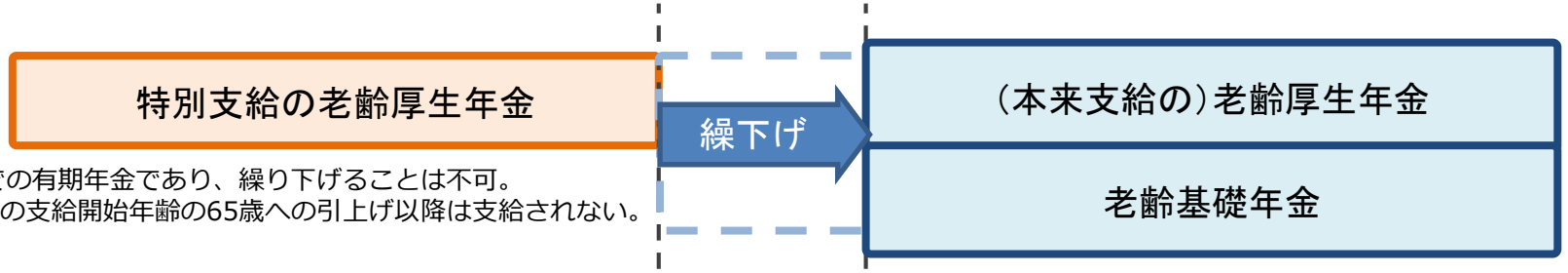

※　65歳までの有期年金であり、繰り下げることは不可。
厚生年金の支給開始年齢の65歳への引上げ以降は支給されない。

② 加給年金・振替加算が支給されない

○　老齢厚生年金を繰り下げる場合、繰下げ期間中は「加給年金」は支給されない。

※「加給年金」は、厚生年金の被保険者月数が240月以上の老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。

○　老齢基礎年金を繰り下げる場合、繰下げ期間中は「振替加算」は支給されない。

※「振替加算」は、上記の加給年金の支給対象となっている配偶者が65歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。

⇒　現行制度でも、老齢厚生年金・老齢基礎年金のどちらか一方の繰下げを選択することで、一方を繰り下げながら、加給年金・振替加算の支給を受けることも可能。

※　振替加算は、1965年度以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付であることに留意（2019年度に54歳に到達する者までが対象）。

③　在職支給停止相当分の年金については繰下げによる増額の対象とならない

○　65歳以降も厚生年金加入で就労し、（仮に65歳から年金受給を開始した場合に）在職老齢年金制度により年金の全部または一部が支給停止される者については、在職支給停止相当分は繰下げによる増額の対象とならない。

※　受給開始時期の選択にかかわらず在職老齢年金制度を適用するための措置であり、繰下げ受給者を不利に扱うものではない。

⇒　在職老齢年金制度については今般の制度改正において見直しが検討されている。

加給年金・振替加算を受給しつつ繰下げを選択する方法

現行制度上、**老齢厚生年金と老齢基礎年金は別個に繰下げを選択可能。**
○　老齢基礎年金を繰り下げても、**老齢厚生年金**を繰り下げていなければ、**加給年金**は受給可能。
○　老齢厚生年金を繰り下げても、**老齢基礎年金**を繰り下げていなければ、**振替加算**は受給可能。

繰下げを行わない場合

※加給年金は厚生年金被保険者月数が
240 月以上であることが必要

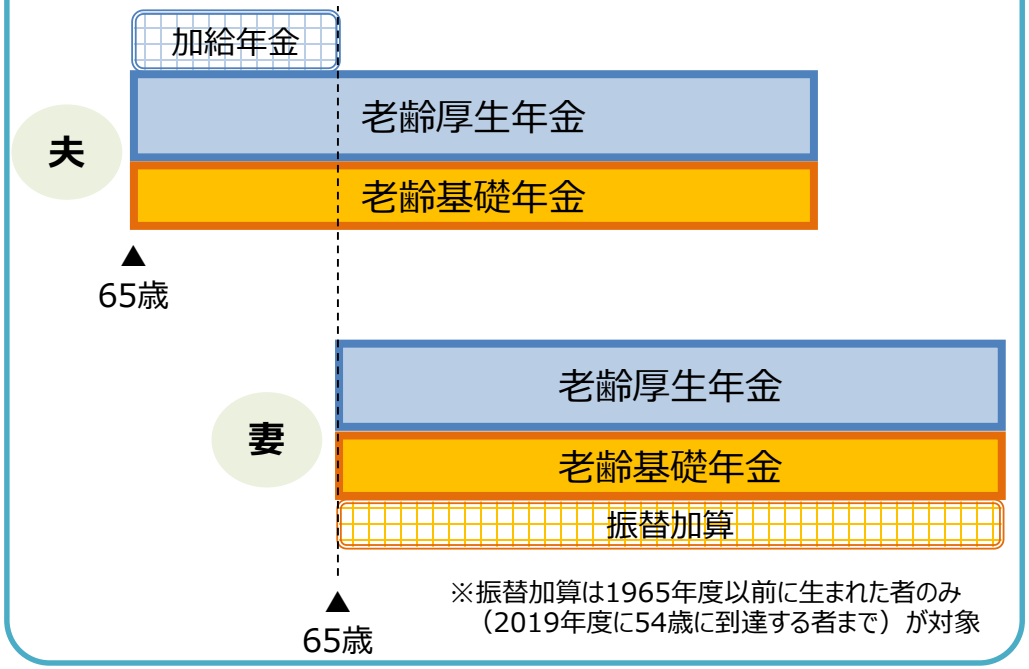

※振替加算は1965年度以前に生まれた者のみ
（2019年度に54歳に到達する者まで）が対象

- 夫が**加給年金**を受給するためには、
  老齢厚生年金を繰り下げず受給していればよい
- 妻が**振替加算**を受給するためには、
  老齢基礎年金を繰り下げず受給していればよい

→　加給年金・振替加算を受給しながら、
夫は老齢基礎年金、妻は老齢厚生年金について繰下げを選択可能
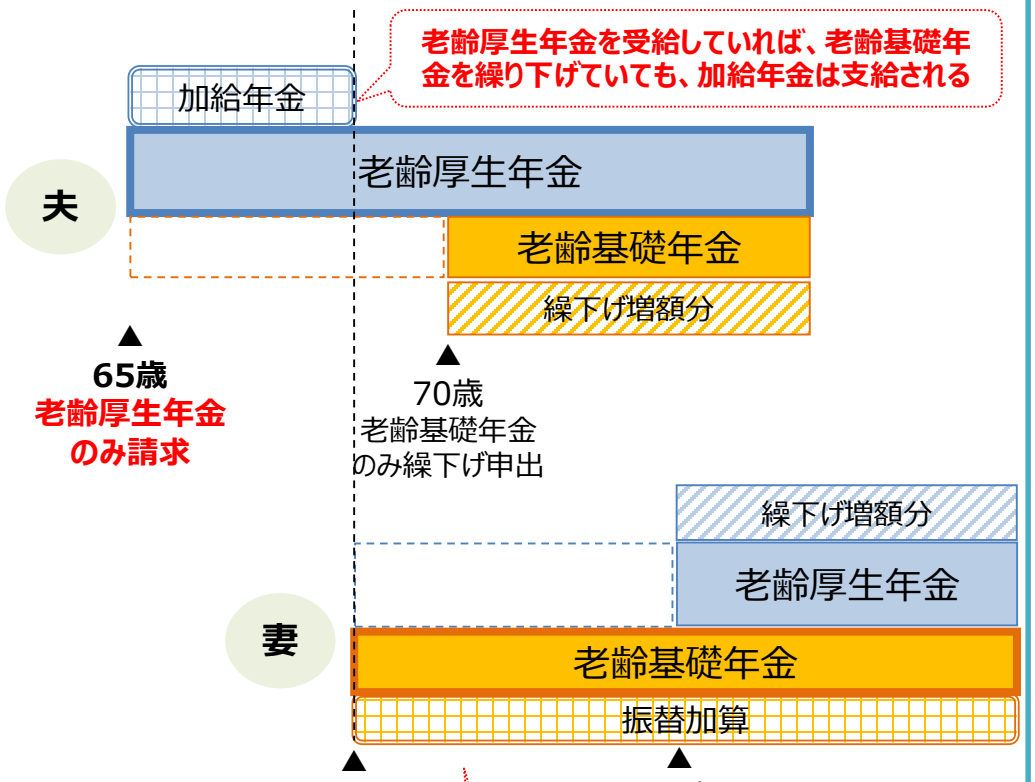
加給年金・振替加算を受給しつつ繰下げを選択する方法（別個繰下げ）